日本教育政策学会会則

（名称）

第１条　本学会は、日本教育政策学会（The Japan Academic Society for Educational Policy）という。

（目的）

第２条　本学会は、学問の自由を尊重し、教育に関する政策（以下、「教育政策」という。）の研究の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本学会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

一　教育政策に関する研究活動の推進

二　研究集会等の開催

三　国際研究交流

四　他の学会等との研究交流

五　学会誌、学会ニュース、その他の出版物の編集・刊行

六　その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第４条　本学会の会員は、本学会の目的に賛同し、教育政策又はこれに関係のある学問の研究に従事する者及び教育政策の研究に関心を有する者で、会員の推薦を受けた者とする。

２　会員は、会費を納めなければならない。

３　本会に入会しようとする者は、所定の書式により学会事務局に申し出るものとする。入会は常任理事会の審議を経て認められる。

４　本会を退会しようとする者は、毎年３月３１日までに当該年度までの会費を完納し、所定の書式により学会事務局に申し出るものとする。

５　３カ年度分会費納入を怠った者は、常任理事会の議を経て除籍される。

（役員および職務）

第５条　本学会の事業を運営するために次の各号の役員をおく。

一　会長

二　理事　３０名以内

三　常任理事若干名

四　監査２名

２　会長は、会務を総理し、本会を代表する。会長に事故ある時は、理事会の推薦により常任理事の一人がその職務を代行する。

（役員の選挙及び任期）
第６条　会長及び理事は、会員の投票により会員から選出される。
２　常任理事は、理事の互選により選出し、総会の承認を受ける。
３　監査は、会長が会員より推薦し、総会の承認を受けて委嘱する。監査は、会計監査を行い、総会にその結果を報告するものとする。
４　役員の任期は３年とする。
５　役員の再任は妨げない。ただし会長は連続して３期を務めることはできない。
６　理事に欠員が生じた場合、対応する選出区分における次点者をもって繰り上げる。この場合の任期は前任者の残任期間とし、一期と数える。
７　役員選出に関する事項は、本会則で定めるほかに、日本教育政策学会会長及び理事選出規程に定める。

（理事会）
第６条の２　会長及び理事は理事会を構成し、本会の重要な事項を審議する。
２　会長は理事会を招集し、会議を主宰する。
３　理事会は理事の過半数の出席がなければ開催できない。ただし、出席理事数には委任状を含むものとする。
４　理事会の議決は、出席の理事の過半数の同意を要する。ただし、その場合において、委任状を提出した理事は出席理事による議決に同意したものとみなす。
５　定足数に達しない理事会は仮理事会とし、その仮決定事項を文書により各理事に通知する。１５日以内に半数以上の反対のない場合、仮決定事項は決定事項となる。
６　会長及び常任理事は常任理事会を構成し、総会及び理事会の決定に従い、常時執行の任にあたる。
７　３分の１以上の理事の要求があった場合、会長は臨時理事会を招集しなければならない。

（事務局）
第７条　会務を処理するため、本学会に事務局をおく。事務局の所在地は、理事会の定める細則で定める。
２　事務局には、事務局長１名をおくほか、幹事及び書記若干名をおくことができる。事務局長は事務を統括し、幹事は事務を分掌する。書記は事務局長及び幹事を補佐する。
３　事務局長は、会員のうちから、会長の推薦に基づき、理事会が選任する。事務局長は、理事会及び常任理事会に出席し、発言することができる。
４　幹事及び書記は、会員のうちから、会長が委嘱し、理事会に報告する。

（総会）
第８条　総会は会員をもって構成し、本学会の活動計画、財政、その他の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。
２　定例総会は毎年１回開催する。必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は会長が招集する。

３　総会は全会員の３分の１以上の出席により成立する。定足数に満たないときは仮総会とする。出席会員数には委任状を含むものとする。
４　総会の決議は、出席の会員の過半数の同意を要する。ただし、その場合において、委任状を提出した会員は出席会員による議決に同意したものとみなす。
５　仮総会における決議事項は文書により全会員に通知し、そののち１カ月以内に会員の３分の１以上の文書による反対がないときは、仮総会の決議は総会の決議となるものとする。
６　３分の１以上の会員の要求があった場合、会長は臨時総会を招集しなくてはいけない。

（委員会）
第８条の２　本学会に年報編集委員会及び研究推進委員会をおく。
２　本学会に必要に応じて前項以外の委員会をおくことができる。
３　委員会の組織、委員長及び委員の選任、その他委員会に関する事項は、理事会が定める委員会規程による。

（会計）
第９条　本学会の経費は会費、入会金、寄附金、その他の収入をもって充てる。
２　会費（学会誌講読費を含む）は年間８，０００円とする。ただし、次の各号に掲げる者は年間３，５００円とする。
一　学部及び大学院の学生（日本学術振興会の特別研究員、その他これらに類する者として常任理事会が定める者を含む）。ただし、有職のまま大学に在学する者を除く。
二　常勤の職にない者。ただし、６０歳以上の定年退職者を除く。
３　本学会の会計年度は４月１日から翌年３月３１日までとする。

（会則の改正）
第１０条　本会則の改正には総会において出席会員の３分の２以上の賛成を必要とする。

（規程の制定）
第１１条　本会則の実施に必要な規程は理事会が定め、総会において報告する。

附則　１　本会則は１９９３年６月２６日より施行する。
２　第６条の規定にかかわらず、本学会創立時の役員は総会で選出する。
附則　本会則は２０００年７月１日から施行する。
附則　本会則は２００２年４月１日から施行する。
附則　本会則は２０１４年４月１日から施行する。
附則　本会則は２０２３年４月１日より施行する。ただし、第４条及び第６条については、２０２２年７月９日より施行する。
（２０２２年７月９日　第２９回大会総会決定）